

県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方(対応方針)

国土利用計画(山梨県計画)第六次及び 県土利用基本計画(案)

No.	項目	意見の内容(概要)	意見数	県としての考え方
1	P.1 はじめに	<p>14～17行目 「本県では従来、国土利用計画法に基づく国土利用計画(山梨県計画)と土地利用基本計画を個別に策定してきましたが、今回計画においては両計画を一体的に策定することにより、本県の土地利用政策の総合的なマスタープランとして位置付けることとしました。」とありますが、なぜ今回一体的に策定する必要があったのか教えてください。</p>	1	<p>【その他】 国土利用計画(都道府県計画)は、県土利用に関する大きな方向性を描く、ビジョンを示す計画に対し、土地利用基本計画は、土地利用の調整等に関する事項について定める計画であります。 また、国土利用計画法には、土地利用基本計画は、国土利用計画を基本として策定するもの、と位置づけられています。これらおよび事務の効率化を踏まえ、令和4年度に国より、これら2つの計画を一体のものとして策定することが可能となる運用が図られたところです。 このため、今般の改訂では、これまで個別に策定されてきた計画を一体的に策定することにより、利便性を図れることから、県の土地利用政策の総合的なマスタープランとして1つに集約しました。</p>
2	P9 カ「首都圏広域地方計画との連携」	<p>これは P4(3) 県土利用の基本方針からの流れをくむ項目だと思いますが、P4 の 22～26 行目には明記されていません。</p> <p>カ「首都圏広域地方計画との連携」を項目立てした理由を教えてください。 ※山梨県は一都六県の首都圏の中に入りますか。それとも「関東甲信越」の中でまとまっているのですか。</p>	1	<p>【その他】 国土形成計画法においては、国土形成計画(全国計画)は、国土利用計画(全国計画)と一体のものとして定めなければならないこと及び、国土形成計画(全国計画)を基本として、区域毎に国土形成計画(広域地方計画)を定めるものとされています。 従いまして、国土利用計画(山梨県計画)は、山梨県が属する「首都圏広域地方計画」との連携が必要であるため記載しています。</p>
3	P.6～7 イ「土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理」	<p>25行目 「気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進するとともに、土地本来の災害リスクを基礎として、地域の様々な要素を衡量した上で、災害ハザードエリアにおける開発抑制と中長期的な視点でより安全な地域へ都市機能や居住を誘導します。」とあります。</p> <p>P7 1～2行目-「地域の様々な要素を衡量した上で」という記載について、この「衡量」を「考慮」にすることはできないでしょうか。分かりやすい語句とされたい。</p> <p>なお「流域治水」は大事な要件なのでもう少し詳しい解説文を長くしてもらいたい(枠外の解説文以外で)。</p>	1	<p>【その他】 様々な要素を考慮に入れた上で判断するという意味で「衡量」という表現を使用しています。</p> <p>本計画は、県土全体の様々な土地区分の利用に関する計画であることから、流域治水以外の重要な要素も幅広く記載しています。このため、他の重要な要素とのバランスを考慮した中で、流域治水に特化して詳細説明を記載することは控えていただきます。</p>

No.	項目	意見の内容(概要)	意見数	県としての考え方
4	P7 イ「土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理」	16～19行目 「リニア中央新幹線山梨県駅周辺は浸水リスクが高い地域でもあります。浸水リスクに十分配慮した土地利用を図っていきます」とあります。 よって、本来そのようなリスクのある土地には駅は不適ではないでしょうか。当初から分かっているなら是非建設場所として避けるべきです。	1	【その他】 駅周辺は、様々なポテンシャルを有した地理的条件であることから、洪水災害のリスク回避のための防災面に最大限配慮する中で、土地利用を図ることとしています。
5	5. P16, ウ その他の宅地(商業業務用地、公共施設用地等)	26～28行目 「特にリニア中央新幹線(仮称)山梨県駅前整備に関しては、今後具体化される整備方針に基づき、複数の事業者との調整・連携を図りながら、必要な用地の確保を図ります。」の部分について、 同様の内容が P17(7)その他(公用・公共用施設の用地、低未利用地等)」にあります。 12～14行目 「リニア中央新幹線(仮称)山梨県駅においては、交通結節点としての機能を発揮できるよう、今後具体化される整備方針に基づき、交通需要を見据えた用地の確保を図ります。」 よって、まとめることができなかつた理由を教えてください。	1	【修正加筆等意見反映】 ご指摘のとおり表現が重複しているため、16ページの「ウ その他の宅地(商業業務用地、公共施設用地等)」に統一します。
6	P19表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	15～18行目 宅地(住宅地、工業用地、その他の宅地)の相互関係が分かるようなコメントを表外に注記されたい。 このままの表では、単純にはわかりにくいです。	1	【修正加筆等意見反映】 19ページの表における注欄に記載します。
7	P19表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	22行目 「市街地」について このコメントについては、農地、森林などの各項目の説明文が P13～P17までに記されていますが、具体的な説明が市街地については明記されていません。 よって追加補足を願います。	1	【修正加筆等意見反映】 17ページに説明を加筆します。

No.	項目	意見の内容(概要)	意見数	県としての考え方
8	P19表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	一般的に宅地が増えると市街地面積も増えると思われます。しかし、表のように市街地面積は減少しています。市街地面積が減るのは、ドーナツ化現象です。 例えば、甲府駅周辺の空き店舗が目立ち、一方昭和町には大型商業施設が建てられました。 よってこのような現象で将来(R17年頃)を予測すると、現在市街地は益々「ひなびていく」のでしょうか。教えてください。	1	【その他】 市街地については19ページに記載のとおり、人口集中区域としている一方、宅地には、居住実態のない宅地も含まれます。つまり、空き家が増えても宅地としてカウントされ続け宅地面積は減少しないことや、新しい宅地は増えているが、既存市街地から移動している場合は、「宅地は増えているが、市街地の密度が低下し、市街地面積は縮小」していくことが考えられます。
9	P21 22行目 (7) 市街地の面積について	前質問で述べましたが、「市街地」の定義が分かっていません。 どこかで項目立てして解説してほしいです。 前述しましたが、市街地面積が減ることは、すなわち街が「ひなびる」「さびしくなる」悪い印象しかありません。	1	【その他】 No.7,8のとおり
10	P41 1行目 おわりに	「生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、よりよい形で未来へ引き継ぐべき資産です。 県民の貴重な資産である県土の利用においては、公共の福祉を優先させるとともに、」とあります。 資産という表現を「財産」に改めると不都合はありますか？ ご検討願います。	1	【修正加筆等意見反映】 「県民」という点に主眼を置き、「財産」という表現に改めます。